

うらうら友の会 規約

第1条 財団が提供する事業を通じて、会員とともに芸術文化の振興を図ることを目的とします。

第2条 会の名称は、「うらうら友の会(以下友の会という。）」と称します。

第3条 本会の事務局を公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団(以下財団という。)内に設置します。

第4条 本規約の承諾のうえ、次条に定める方法で友の会への入会を申し込み、財団が入会を認め、第6条の入会金及び年会費を納めた方を会員といたします。

第5条 入会の手続きは、次のとおりとします。

- (1) 八王子市民会館(J:COMホール八王子)・八王子市芸術文化会館・南大沢文化会館・学園都市センターの窓口で、入会金及び年会費を支払い、入会の申し込みとします。
- (2) 財団の指定する口座に入会金及び年会費を支払い、入会の申し込みとします。

第6条 友の入会金及び年会費は、次のとおりです。

- (1) 入会金は、1,000円とします。
- (2) 年会費は、2,000円とします。

第7条 財団は、会員に対し、うらうら友の会会員カードを発行するものとします。

2 会員証は、会員本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することはできません。

第8条 会員期間は、入会金及び年会費を支払った日から1年間とします。

2 会員期間の更新は、財団があらかじめ通知する期日までに、年会費を支払うことにより行われます。その場合の会員期間は、前項の会員期間の末日の翌日から1年間とします。

第9条 会員期間の更新は、次のいずれかによるものとします。

- (1) 財団があらかじめ指定する期日までに、口座振替による引き落とし申込書を提出した会員については、前条に掲げる会員期間末日の属する月の前月の1日(1日が金融機関休業日の場合は、翌金融機関営業日)に、会員が指定する口座から支払を受けるものとします。この場合、口座振替による引き落とし申込書を提出した会員から、口座振替による引き落とし解約書が提出されず、第14条第1号及び第3号から第6号に該当しない場合は、翌会員期間以降も同様支払を受けるものとします。
- (2) 財団があらかじめ指定する期日までに、専用の払込取扱票にて、支払を受けるものとします。
- (3) 第8条に定める会員期間の末日までに、八王子市民会館(J:COMホール八王子)・八王子市芸術文化会館・南大沢文化会館・学園都市センターの窓口で年会費を支払うことにより行います。ただし、この場合、各会館の窓口終了時刻まで受け付けるものとします。

第10条 会員は、次のサービスを、財団が指定する方法により受け取ることができます。

- (1) チケット先行販売 財団が指定する公演のチケットをうらうら友の会発売日から一般発売日の前日23時59分まで販売いたします。販売予定数には限りがありますので、会員が必ずチケットを購入できることを約束するものではありません。
- (2) チケット割引販売 財団主催公演等、財団が指定する事業を一般料金以下で購入することができます。割引枚数及び割引額は、公演により異なります。
- (3) 公開情報の提供 「うらうら友の会通信」等、公開情報を希望者に送付します。
- (4) その他財団が、会員向けに実施するサービス

第11条 会員として購入した公演チケットを、インターネット・オークション、対面販売、その他方法の如何に関わらず、財団が営利目的と判断する第三者への転売を禁じます。

第12条 会員は、氏名、住所など入会時に届出た事項に変更があったときは、財団にその変更内容を速やかに届出するものとします。

2 前項の届出がないために、財団からの通知又は送付書類その他のものが延着又は到着しなかった場合、その際に生じた不利益、損害について財団は責を負いません。

第13条 本規約第8条第2項による更新に必要な年会費を納入しなかった場合は、自動的に退会とします。ただし、再度入会を希望し、次条第1号及び第3号から第6号に該当せず、第5条に掲げる入会手続きにより、入会金及び年会費を支払った場合は、再度会員資格を得るものとします。

2 第8条に掲げる会員期間中に退会を希望する時は、財団に退会の申出をし、未払いの代金がある場合には、当該債務の支払いを完了するとともに、会員カードを返却し、又は会員の責任において破棄するものとします。会員期間の途中であっても年会費は返還しません。

第14条 次の場合は、会員は会員資格を喪失し、退会するものとします。ただし、会員資格喪失の場合も、財団に対する債務の支払いを負責されるものではありません。

- (1) 入会に際し虚偽の申告があったとき
- (2) 第8条に掲げる更新手続きを行わないとき
- (3) チケット代の支払いを怠ったとき
- (4) 財団の定めた本規約に違反したとき
- (5) 財団が会員として不適切と判断したとき
- (6) その他、財団の運営に支障があるとき

第15条 財団は、会員情報について、個人情報保護法その他関連法令等を遵守し、適切に取り扱います。

2 財団は、会員情報を財団の事業等の必要とし、次の目的のために利用するものとします。

- (1) 公開情報の送付
 - (2) 購入いただいたチケットの送付
 - (3) 入会金、年会費及びチケット代金の請求に付随する業務
 - (4) 財団の事業運営のため、個人が特定できない形に加工し、お客様サービス、その他の目的等に利用する場合
- 3 財団は、会員情報への不正なアクセス等が予測されることを防止するため、必要と考えられる安全管理対策を講じます。
- 4 財団は、次の場合には必要な範囲で会員情報を外部事業者へ提供することがあります。この場合、外部事業者に対して、会員情報を漏洩・再提供しないよう、契約上の義務づけ、適切な管理を実行します。

- (1) 第5条及び第9条の払込取扱票による振込・口座振替及び第10条のサービス提供を行う場合、また、そのサービスを業務委託する場合
- (2) 法令により必要とされる場合

5 財団は、会員から、自身に関する情報の開示・訂正・利用停止・消去の依頼があった場合は、本人であることを確認した上で、特別の理由がない限り速やかに対応するものとします。

第16条 財団は、本規約を会の運営に際して変更することができるものとします。

第17条 本規約に基づく、会員と財団の請求引について、万一、訴訟の必要が生じた場合は、財団の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専断的管轄裁判所とします。

附則 この規約は、平成22年11月1日から施行します。

附則 この規約は、平成23年11月1日から施行します。

附則 この規約は、平成24年4月1日から施行します。

附則 この規約は、平成27年7月1日から施行します。

附則 この規約は、平成30年2月15日から施行します。

附則 この規約は、平成31年4月1日から施行します。